国立大学法人京都大学教育研究評議会規程 (平成16年達示第4号)

(前略)

(構成)

- 第2条 教育研究評議会は、次の各号に掲げる評議 員で組織する。
 - (1) 総長
 - (2) 総長が指名する理事
 - (3) 研究科長、総合生存学館長、地球環境学堂長、 公共政策連携研究部長及び経営管理研究部長
 - (4) 研究科 (次号に定めるものを除く。) の教授 各 2 名
 - (5) エネルギー科学研究科、アジア・アフリカ地域研究研究科、情報学研究科、生命科学研究科、総合生存学館及び地球環境学堂の教授 各1名
 - (6) 附置研究所の長
 - (7)フィールド科学教育研究センター、生態学研究センター、地域研究統合情報センター、学術情報メディアセンター及びこころの未来研究センターの長
 - (8) 附属図書館長
- 2 前項<u>第4号</u>及び<u>第5号</u>の評議員は、当該研究科、 総合生存学館又は地球環境学堂の教授会の<u>議に基</u> づき、総長が指名する。
- 3 第1項<u>第4号</u>及び<u>第5号</u>の評議員の任期は、2 年とし、再任を妨げない。ただし、補欠の評議員 の任期は、前任者の残任期間とする。

(後略)

京都大学大学院文学研究科の組織に関する規程

(平成16年達示第7号)

(前略)

(教授会)

- 第3条 文学研究科に、<u>その重要事項を審議するた</u>め、教授会を置く。
- 2 教授会の組織及び運営に関し必要な事項は、教授会が定める。

(構成)

(4)

第2条
(1)
(2)

ひ

- (3) 総長が指名する副学長(命を受けて校務をつかさどる副学長に限る。)
- (5) (6) (同 左) (7) (8)
- 2 前項<u>第5号</u>及び<u>第6号</u>の評議員は、当該研究科、 総合生存学館又は地球環境学堂の教授会の<u>議を踏まえて</u>、総長が指名する。
- 3 第 1 項<u>第 5 号</u>及び<u>第 6 号</u>の評議員の任期は、 2 年とし、再任を妨げない。ただし、補欠の評議員 の任期は、前任者の残任期間とする。

(教授会)

- 第3条 文学研究科に、<u>国立大学法人京都大学の組</u> 織に関する規程(平成16年達示第1号)第18 条第1項及び第2項に定める事項を審議するた <u>め</u>、教授会を置く。
- 2 (同左)

改 正 前	改 正 後
(後 略) 京都大学大学院教育学研究科の組織に関する規程 (平成16年達示第8号) (前 略) (教授会) 第3条 教育学研究科に、その重要事項を審議するため、教授会を置く。	(教授会) 第3条 教育学研究科に、 <u>国立大学法人京都大学の</u> 組織に関する規程(平成16年達示第1号)第1 8条第1項及び第2項に定める事項を審議するた
2 教授会の組織及び運営に関し必要な事項は、教 授会が定める。 (後 略)	<u>め</u> 、教授会を置く。 2 (同 左)
京都大学大学院法学研究科の組織に関する規程 (平成16年達示第9号)	
(前 略) (教授会) 第3条 法学研究科に、 <u>その重要事項を審議するた</u> <u>め</u> 、教授会を置く。	(教授会) 第3条 法学研究科に、 <u>国立大学法人京都大学の組</u> 織に関する規程(平成16年達示第1号)第18 条第1項及び第2項に定める事項を審議するた
2 教授会の構成及び運営に関し必要な事項は、教授会が定める。(後略)	<u>め</u> 、教授会を置く。 2 (同 左)
京都大学大学院経済学研究科の組織に関する 規程 (平成16年達示第10号)	
(前 略) (教授会) 第3条 経済学研究科に、 <u>その重要事項を審議する</u> <u>ため</u> 、教授会を置く。	(教授会) 第3条 経済学研究科に、 <u>国立大学法人京都大学の</u> 組織に関する規程(平成16年達示第1号)第1 8条第1項及び第2項に定める事項を審議するた <u>め</u> 、教授会を置く。
2 教授会の組織及び運営に関し必要な事項は、教授会が定める。	2 (同 左)

(後略)

改 正 前	改 正 後
京都大学大学院理学研究科の組織に関する規 程 (平成16年達示第11号)	
(前 略) (教授会) 第3条 理学研究科に、 <u>その重要事項を審議するた</u> <u>め</u> 、教授会を置く。 2 教授会の組織及び運営に関し必要な事項は、教 授会が定める。 (中 略)	(教授会) 第3条 理学研究科に、 <u>国立大学法人京都大学の組</u> 織に関する規程(平成16年達示第1号)第18 <u>条第1項及び第2項に定める事項を審議するた</u> <u>め</u> 、教授会を置く。 2 (同 左)
(内部組織) 第10条 この規程に定めるもののほか、理学研究 科の内部組織については、教授会の <u>議に基づき</u> 、 研究科長が定める。	(内部組織) 第10条 この規程に定めるもののほか、理学研究 科の内部組織については、教授会の <u>議を踏まえて</u> 、 研究科長が定める。
京都大学大学院医学研究科の組織に関する規程 (平成16年達示第12号)	
(前 略) (教授会) 第3条 医学研究科に、 <u>その重要事項を審議するた</u> <u>め</u> 、教授会を置き、医学研究科医学教授会(以下 「医学教授会」という。)と称する。	(教授会) 第3条 医学研究科に、 <u>国立大学法人京都大学の組</u> 織に関する規程(平成16年達示第1号)第18 条第1項及び第2項に定める事項を審議するた <u>め</u> 、教授会を置き、医学研究科医学教授会(以下 「医学教授会」という。)と称する。
2 医学教授会の組織及び運営に関し必要な事項 は、医学教授会が定める。 (後 略)	2 (同 左)
京都大学大学院薬学研究科の組織に関する規程 (平成16年達示第13号)	
(前 略) (教授会) 第3条 薬学研究科に、 <u>その重要事項を審議するた</u> <u>め</u> 、教授会を置く。	(教授会) 第3条 薬学研究科に、 <u>国立大学法人京都大学の組</u> 織に関する規程(平成16年達示第1号)第18

改 正 前 ひ 正 後 条第1項及び第2項に定める事項を審議するた め、教授会を置く。 2 教授会の組織及び運営に関し必要な事項は、教 2 (同左) 授会が定める。 (後略) 京都大学大学院工学研究科の組織に関する規 程 (平成16年達示第14号) (前略) (教授会) (教授会) 第3条 工学研究科に、その重要事項を審議するた 第3条 工学研究科に、国立大学法人京都大学の組 織に関する規程(平成16年達示第1号)第18 め、教授会を置く。 条第1項及び第2項に定める事項を審議するた め、教授会を置く。 2 (同左) 2 教授会の組織及び運営に関し必要な事項は、教 授会が定める。 (後略) 京都大学大学院農学研究科の組織に関する規 程

(平成16年達示第15号)

(前略)

(副研究科長)

- 第3条 農学研究科に、副研究科長3名を置く。
- 2 副研究科長は、農学研究科の専任の教授をもっ て充て、研究科長が教授会の承認を得て、選考す る。
- 3 副研究科長の任期は、2年とし、再任を妨げな い。ただし、選考する研究科長の任期の終期を超 えることはできない。
- 4 副研究科長は、研究科長の職務を助ける。 (教授会)
- 第4条 農学研究科に、その重要事項を審議するた め、教授会を置く。
- 2 教授会の組織及び運営に関し必要な事項は、教 授会が定める。

(後略)

(副研究科長)

第3条 (同 左)

2 副研究科長は、農学研究科の専任の教授をもっ て充て、研究科長が教授会の議を踏まえて、選考 する。

(同 左)

(教授会)

- 第4条 農学研究科に、国立大学法人京都大学の組 織に関する規程(平成16年達示第1号)第18 条第1項及び第2項に定める事項を審議するた め、教授会を置く。
- 2 (同左)

改 正 前 改 正 京都大学大学院人間・環境学研究科の組織に 関する規程 (平成16年達示第16号) (前略) (研究科長) (研究科長) 第2条 人間・環境学研究科に、研究科長を置く。 第2条 2 研究科長は、人間・環境学研究科の専任の教授 (同 左) をもって充てる。 3 研究科長の任期は、2年とし、再任を妨げない。 3 研究科長の任期は、2年とする。ただし、補欠 ただし、引き続き4年を超えることができない。 の研究科長の任期は、前任者の残任期間とする。 4 研究科長は再任されることがある。ただし、引 き続き4年を超えることができない。 4 研究科長は、人間・環境学研究科の校務をつか 5 さどる。 (同 左) (副研究科長) (副研究科長) 第2条の2 (略) 第2条の2 (教授会) (教授会) 第3条 人間・環境学研究科に、その重要事項を審 第3条 人間・環境学研究科に、国立大学法人京都 大学の組織に関する規程(平成16年達示第1号) 議するため、教授会を置く。 第18条第1項及び第2項に定める事項を審議す るため、教授会を置く。 2 教授会の組織及び運営に関し必要な事項は、教 2 (同左) 授会が定める。 (後略) 京都大学大学院エネルギー科学研究科の組織 に関する規程 (平成16年達示第17号) (前略) (教授会) (教授会) 第3条 エネルギー科学研究科に、その重要事項を 第3条 エネルギー科学研究科に、国立大学法人京 審議するため、教授会を置く。 都大学の組織に関する規程(平成16年達示第1 号)第18条第1項及び第2項に定める事項を審 議するため、教授会を置く。 2 教授会の組織及び運営に関し必要な事項は、教 2 (同左) 授会が定める。 (後略) 京都大学大学院アジア・アフリカ地域研究研

究科の組織に関する規程

(平成16年達示第18号)

改 正 前

改 正 後

(前略)

(教授会)

- 第3条 アジア・アフリカ地域研究研究科に、<u>その</u> 重要事項を審議するため、教授会を置く。
- 2 教授会の組織及び運営に関し必要な事項は、教授会が定める。

(後略)

京都大学大学院情報学研究科の組織に関する 規程

(平成16年達示第19号)

(前略)

(教授会)

- 第4条 情報学研究科に、<u>その重要事項を審議する</u> ため、教授会を置く。
- 2 教授会の組織及び運営に関し必要な事項は、教授会が定める。

(後略)

京都大学大学院生命科学研究科の組織に関する規程

(平成16年達示第20号)

(前略)

(副研究科長)

- 第2条の2 生命科学研究科に、副研究科長を置く。
- 2 副研究科長は、生命科学研究科の専任の教授を もって充て、研究科長が教授会の<u>承認を得て</u>、指 名する。
- 3 副研究科長の任期は、2年とし、再任を妨げない。ただし、指名する研究科長の任期の終期を超えることはできない。
- 4 副研究科長は、研究科長の職務を助ける。 (教授会)
- 第3条 生命科学研究科に、<u>その重要事項を審議す</u> るため、教授会を置く。

(教授会)

- 第3条 アジア・アフリカ地域研究研究科に、<u>国立</u>大学法人京都大学の組織に関する規程(平成16年達示第1号)第18条第1項及び第2項に定める事項を審議するため、教授会を置く。
- 2 (同左)

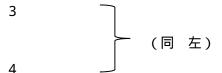
(教授会)

- 第4条 情報学研究科に、<u>国立大学法人京都大学の</u> 組織に関する規程(平成16年達示第1号)第1 8条第1項及び第2項に定める事項を審議するた め、教授会を置く。
- 2 (同左)

(副研究科長)

第2条の2 (同 左)

2 副研究科長は、生命科学研究科の専任の教授を もって充て、研究科長が教授会の<u>議を踏まえて</u>、 指名する。



(教授会)

第3条 生命科学研究科に、<u>国立大学法人京都大学</u> の組織に関する規程(平成16年達示第1号)第 18条第1項及び第2項に定める事項を審議する ため、教授会を置く。

ひ 正 前 改 正 2 教授会の組織及び運営に関し必要な事項は、教 2 (同左) 授会が定める。 (中略) 第5条 生命科学研究科の専攻及び講座は、次に掲 第5条 (同 左) げるとおりとする。 統合生命科学専攻 遺伝機構学講座、多細胞体構 築学講座、細胞全能性発現学講座、応用生物機 構学講座、環境応答制御学講座 高次生命科学専攻 認知情報学講座、体制統御学 講座、高次応答制御学講座、高次生体統御学講 座、生命文化学講座 2 前項に掲げるもののほか、生命科学研究科の次 2 前項に掲げるもののほか、生命科学研究科の次 表左欄の専攻に同表右欄に掲げる協力講座を置く。 表左欄の専攻に同表右欄に掲げる協力講座を置く。 統合生命科学専攻 形態形成学講座、細胞機能動 統合生命科学専攻 生体構造解析学講座、細胞機 熊学講座 能動態学講座 高次生命科学専攻 高次生体機能学講座 高次生命科学専攻 高次生体機能学講座 (後略) 京都大学大学院総合生存学館の組織に関する 規程 (平成25年達示第4号) (前略) (教授会) (教授会) 第4条 総合生存学館に、その重要事項を審議する 第4条 総合生存学館に、国立大学法人京都大学の ため、教授会を置く。 組織に関する規程(平成16年達示第1号)第1 8条第1項及び第2項に定める事項を審議するた め、教授会を置く。 2 教授会の組織及び運営に関し必要な事項は、教 2 (同左) 授会が定める。 (後略) 京都大学大学院地球環境学堂及び大学院地球 環境学舎の組織に関する規程 (平成16年達示第21号) (前略) (教授会) (教授会) 第3条 学堂に、国立大学法人京都大学の組織に関 第3条 学堂に、その重要事項を審議するため、教 する規程(平成16年達示第1号)第18条第1 授会を置く。 項及び第2項に定める事項を審議するため、教授 会を置く。 2 教授会の組織及び運営に関し必要な事項は、教 2 (同左) 授会が定める。

 改 正 前
 改 正 後

(中略)

(学舎会議)

- 第7条 学舎に、<u>その重要事項を審議するため</u>、学 舎会議を置く。
- 2 学舎会議の組織及び運営に関し必要な事項は、 学舎会議が定める。

(後略)

京都大学大学院公共政策連携研究部及び大学院公共政策教育部の組織に関する規程

(平成18年達示第4号)

(前略)

(研究部教授会)

- 第4条 研究部に、<u>その重要事項を審議するため</u>、 研究部教授会を置く。
- 2 研究部教授会の組織及び運営に関し必要な事項は、研究部教授会が定める。

(中略)

(教育部教授会)

- 第7条 教育部に、<u>その重要事項を審議するため</u>、 教育部教授会を置く。
- 2 教育部教授会の組織及び運営に関し必要な事項は、研究部教授会が定める。

(後略)

京都大学大学院経営管理研究部及び大学院経 営管理教育部の組織に関する規程

(平成18年達示第5号)

(前略)

(研究部教授会)

- 第4条 研究部に、<u>その重要事項を審議するため</u>、 研究部教授会を置く。
- 2 研究部教授会の組織及び運営に関し必要な事項は、研究部教授会が定める。

(中略)

(学舎会議)

- 第7条 学舎に、<u>国立大学法人京都大学の組織に関する規程(平成16年達示第1号)第18条第1</u> <u>項及び第2項に定める事項を審議するため</u>、学舎会議を置く。
- 2 (同左)

(研究部教授会)

- 第4条 研究部に、<u>国立大学法人京都大学の組織に</u> 関する規程(平成16年達示第1号)第18条第 1項及び第2項に定める事項を審議するため、研 究部教授会を置く。
- 2 (同左)

(教育部教授会)

- 第7条 教育部に、<u>国立大学法人京都大学の組織に</u> 関する規程(平成16年達示第1号)第18条第 1項及び第2項に定める事項を審議するため、教育部教授会を置く。
- 2 (同左)

(研究部教授会)

- 第4条 研究部に、<u>国立大学法人京都大学の組織に</u> 関する規程(平成16年達示第1号)第18条第 1項及び第2項に定める事項を審議するため、研 究部教授会を置く。
- 2 (同 左)

改 正 前	7b T //
改正前 (教育部教授会) 第7条 教育部に、その重要事項を審議するため、 教育部教授会を置く。 2 教育部教授会の組織及び運営に関し必要な事項 は、教育部教授会が定める。 (後略)	改正後 (教育部教授会) 第7条 教育部に、 <u>国立大学法人京都大学の組織に関する規程(平成16年達示第1号)第18条第1項及び第2項に定める事項を審議するため</u> 、教育部教授会を置く。 2 (同 左)
京都大学総合人間学部の組織に関する規程 (平成16年達示第22号) (前 略) (教授会) 第3条 総合人間学部に、 <u>その重要事項を審議する</u> ため、教授会を置く。 2 教授会の組織及び運営に関し必要な事項は、教 授会が定める。 (後 略)	(教授会) 第3条 総合人間学部に、 <u>国立大学法人京都大学の</u> 組織に関する規程(平成16年達示第1号)第2 7条において準用する同規程第18条第1項及び 第2項に定める事項を審議するため、教授会を置 く。 2 (同 左)
京都大学文学部の組織に関する規程 (平成16年達示第23号) (前略) (教授会) 第3条 文学部に、教授会を置く。 2 教授会の組織及び運営に関し必要な事項は、教授会が定める。 (後略) 京都大学教育学部の組織に関する規程 (平成16年達示第24号)	(教授会) 第3条 文学部に、 <u>国立大学法人京都大学の組織に関する規程(平成16年達示第1号)第27条において準用する同規程第18条第1項及び第2項に定める事項を審議するため</u> 、教授会を置く。 2 (同 左)
(前 略) (教授会)	(教授会)

正 前 改 正 後 第3条 教育学部に、その重要事項を審議するため、 第3条 教育学部に、国立大学法人京都大学の組織 教授会を置く。 に関する規程(平成16年達示第1号)第27条 において準用する同規程第18条第1項及び第2 項に定める事項を審議するため、教授会を置く。 2 教授会の組織及び運営に関し必要な事項は、教 2 (同左) 授会が定める。 (後略) 京都大学法学部の組織に関する規程 (平成16年達示第25号) (前略) (教授会) (教授会) 第3条 法学部に、その重要事項を審議するため、 第3条 法学部に、国立大学法人京都大学の組織に 教授会を置く。 関する規程(平成16年達示第1号)第27条に おいて準用する同規程第18条第1項及び第2項 に定める事項を審議するため、教授会を置く。 2 教授会の構成及び運営に関し必要な事項は、教 2 (同左) 授会が定める。 (後略) 京都大学経済学部の組織に関する規程 (平成16年達示第26号) (前略) (教授会) (教授会) 第3条 経済学部に、その重要事項を審議するため、 第3条 経済学部に、国立大学法人京都大学の組織 に関する規程(平成16年達示第1号)第27条 教授会を置く。 において準用する同規程第18条第1項及び第2 項に定める事項を審議するため、教授会を置く。 2 教授会の組織及び運営に関し必要な事項は、教 2 (同左) 授会が定める。 (後略) 京都大学理学部の組織に関する規程 (平成16年達示第27号)

(教授会)

(前略)

(教授会)

教授会を置く。

第3条 理学部に、その重要事項を審議するため、

第3条 理学部に、<u>国立大学法人京都大学の組織に</u> 関する規程(平成16年達示第1号)第27条に おいて準用する同規程第18条第1項及び第2項

改 正 前 改 正 後 に定める事項を審議するため、教授会を置く。 2 教授会の組織及び運営に関し必要な事項は、教 2 (同左) 授会が定める。 (中略) (内部組織) (内部組織) 第5条 この規程に定めるもののほか、理学部の内 第5条 この規程に定めるもののほか、理学部の内 部組織については、教授会の議に基づき、学部長 部組織については、教授会の議を踏まえて、学部 が定める。 長が定める。 京都大学医学部の組織に関する規程 (平成16年達示第28号) (前略) (教授会) (教授会) 第3条 医学部に、その重要事項を審議するため、 第3条 医学部に、国立大学法人京都大学の組織に 教授会を置き、医学部教授会と称する。 関する規程(平成16年達示第1号)第27条に おいて準用する同規程第18条第1項及び第2項 に定める事項を審議するため、教授会を置き、医 学部教授会と称する。 2 医学部教授会の組織及び運営に関し必要な事項 2 (同左) は、医学部教授会が定める。 (後略) 京都大学薬学部の組織に関する規程 (平成16年達示第29号) (前略) (教授会) (教授会) 第3条 薬学部に、その重要事項を審議するため、 第3条 薬学部に、国立大学法人京都大学の組織に 教授会を置く。 関する規程(平成16年達示第1号)第27条に おいて準用する同規程第18条第1項及び第2項 に定める事項を審議するため、教授会を置く。 2 教授会の組織及び運営に関し必要な事項は、教 2 (同左) 授会が定める。 (後略) 京都大学工学部の組織に関する規程 (平成16年達示第30号) (前略) (教授会) (教授会)

改 正 前	改 正 後
第3条 工学部に、 <u>その重要事項を審議するため</u> 、 教授会を置く。 2 教授会の組織及び運営に関し必要な事項は、教 授会が定める。 (後 略)	第3条 工学部に、 <u>国立大学法人京都大学の組織に</u> 関する規程(平成16年達示第1号)第27条に おいて準用する同規程第18条第1項及び第2項 に定める事項を審議するため、教授会を置く。 2 (同 左)
京都大学農学部の組織に関する規程 (平成16年達示第31号) (前略) (教授会) 第3条 農学部に、その重要事項を審議するため、 教授会を置く。 2 教授会の組織及び運営に関し必要な事項は、教 授会が定める。 (後略)	(教授会) 第3条 農学部に、 <u>国立大学法人京都大学の組織に</u> <u>関する規程(平成16年達示第1号)第27条に おいて準用する同規程第18条第1項及び第2項</u> <u>に定める事項を審議するため</u> 、教授会を置く。 2 (同 左)
京都大学化学研究所規程 (平成16年達示第32号) (前略) (教授会) 第4条 化学研究所に、その重要事項を審議するため、教授会を置く。 2 教授会の組織及び運営に関し必要な事項は、教授会が定める。 (後略)	(教授会) 第4条 化学研究所に、 <u>国立大学法人京都大学の組</u> 織に関する規程(平成16年達示第1号)第33 <u>条に定める事項を審議するため</u> 、教授会を置く。 2 (同 左)
京都大学人文科学研究所規程 (平成16年達示第33号) (前 略) (教授会) 第5条 人文科学研究所に、その重要事項を審議す るため、教授会を置く。	(教授会) 第5条 人文科学研究所に、 <u>国立大学法人京都大学</u> <u>の組織に関する規程(平成16年達示第1号)第 33条に定める事項を審議するため</u> 、教授会を置 く。

ひ 正 前 改 正 後 2 教授会の組織及び運営に関し必要な事項は、教 2 (同左) 授会が定める。 (後略) 京都大学再生医科学研究所規程 (平成16年達示第34号) (前略) (協議員会) (協議員会) 第4条 再生医科学研究所に、その重要事項を審議 第4条 再生医科学研究所に、国立大学法人京都大 するため、協議員会を置く。 学の組織に関する規程(平成16年達示第1号) 第33条に定める事項を審議するため、協議員会 を置く。 2 協議員会の組織及び運営に関し必要な事項は、 2 (同左) 協議員会が定める。 (中略) (研究科の教育への協力) (研究科の教育への協力) 第7条 再生医科学研究所は、次に掲げる研究科の 第7条 再生医科学研究所は、次に掲げる研究科の 教育に協力するものとする。 教育に協力するものとする。 医学研究科 医学研究科 工学研究科 工学研究科 生命科学研究科 (後略) 京都大学エネルギー理工学研究所規程 (平成16年達示第35号) (前略) (協議員会) (協議員会) 第4条 エネルギー理工学研究所に、その重要事項 第4条 エネルギー理工学研究所に、国立大学法人 を審議するため、協議員会を置く。 京都大学の組織に関する規程(平成16年達示第 1号)第33条に定める事項を審議するため、協 議員会を置く。 2 協議員会の組織及び運営に関し必要な事項は、 2 (同左) 協議員会が定める。 (後略) 京都大学生存圈研究所規程 (平成16年達示第36号) (前略) (協議員会) (協議員会)

改 正 前	改 正 後
第4条 生存圏研究所に、 <u>その重要事項を審議する</u> ため、協議員会を置く。	第4条 生存圏研究所に、 <u>国立大学法人京都大学の</u> 組織に関する規程(平成16年達示第1号)第3 <u>3条に定める事項を審議するため</u> 、協議員会を置 く。
2 協議員会の組織及び運営に関し必要な事項は、 協議員会が定める。 (後 略)	2 (同 左)
京都大学防災研究所規程 (平成16年達示第37号)	
(前 略) (教授会) 第4条 防災研究所に、 <u>その重要事項を審議するた</u> <u>め</u> 、教授会を置く。 2 教授会の組織及び運営に関し必要な事項は、教 授会が定める。 (後 略)	(教授会) 第4条 防災研究所に、 <u>国立大学法人京都大学の組</u> <u>織に関する規程(平成16年達示第1号)第33</u> <u>条に定める事項を審議するため</u> 、教授会を置く。 2 (同 左)
京都大学基礎物理学研究所規程 (平成16年達示第38号)	
(前 略) (協議員会) 第4条 基礎物理学研究所に、 <u>その重要事項を審議</u> <u>するため</u> 、協議員会を置く。	(協議員会) 第4条 基礎物理学研究所に、 <u>国立大学法人京都大学の組織に関する規程(平成16年達示第1号)</u> 第33条に定める事項を審議するため、協議員会を置く。
2 協議員会の組織及び運営に関し必要な事項は、 協議員会が定める。 (後 略)	2 (同 左)
京都大学ウイルス研究所規程 (平成16年達示第39号)	
(前 略) (協議員会) 第4条 ウイルス研究所に、 <u>その重要事項を審議す</u> <u>るため</u> 、協議員会を置く。	(協議員会) 第4条 ウイルス研究所に、 <u>国立大学法人京都大学</u> の組織に関する規程(平成16年達示第1号)第 <u>33条に定める事項を審議するため</u> 、協議員会を 置く。

ひ 正 前 改 正 2 協議員会の組織及び運営に関し必要な事項は、 2 (同左) 協議員会が定める。 (後略) 京都大学経済研究所規程 (平成16年達示第40号) (前略) (教授会) (教授会) 第4条 経済研究所に、その重要事項を審議するた 第4条 経済研究所に、国立大学法人京都大学の組 め、教授会を置く。 織に関する規程(平成16年達示第1号)第33 条に定める事項を審議するため、教授会を置く。 2 教授会の組織及び運営に関し必要な事項は、教 2 (同左) 授会が定める。 (後略) 京都大学数理解析研究所規程 (平成16年達示第41号) (前略) (協議員会) (協議員会) 第5条 数理解析研究所に、その重要事項を審議す 第5条 数理解析研究所に、国立大学法人京都大学 るため、協議員会を置く。 の組織に関する規程(平成16年達示第1号)第 33条に定める事項を審議するため、協議員会を 置く。 2 協議員会の組織及び運営に関し必要な事項は、 2 (同左) 協議員会が定める。 (後略) 京都大学原子炉実験所規程 (平成16年達示第42号) (前略) (協議員会) (協議員会) 第4条 原子炉実験所に、その重要事項を審議する 第4条 原子炉実験所に、国立大学法人京都大学の <u>ため</u>、協議員会を置く。 組織に関する規程(平成16年達示第1号)第3 3条に定める事項を審議するため、協議員会を置 <。 2 協議員会の組織及び運営に関し必要な事項は、 2 (同左) 協議員会が定める。 (後略)

改 正 前 改 正 後 京都大学霊長類研究所規程 (平成16年達示第43号) (前略) (協議員会) (協議員会) 第4条 霊長類研究所に、その重要事項を審議する 第4条 霊長類研究所に、国立大学法人京都大学の ため、協議員会を置く。 組織に関する規程(平成16年達示第1号)第3 3条に定める事項を審議するため、協議員会を置 <。 2 協議員会の組織及び運営に関し必要な事項は、 2 (同左) 協議員会が定める。 (中略) (研究部門) (研究部門) 第6条 霊長類研究所の研究部門は、次に掲げると 第6条 霊長類研究所の研究部門は、次に掲げると おりとする。 おりとする。 進化系統研究部門 進化系統研究部門 社会生態研究部門 社会生態研究部門 行動神経研究部門 認知科学研究部門 分子生理研究部門 神経科学研究部門 ゲノム細胞研究部門 (後略) 京都大学東南アジア研究所規程 (平成16年達示第44号) (前略) (協議員会) (協議員会) 第5条 東南アジア研究所に、その重要事項を審議 第5条 東南アジア研究所に、国立大学法人京都大 するため、協議員会を置く。 学の組織に関する規程(平成16年達示第1号) 第33条に定める事項を審議するため、協議員会 を置く。 2 協議員会の組織及び運営に関し必要な事項は、 2 (同左) 協議員会が定める。 (後略) 京都大学 iPS 細胞研究所規程 (平成22年達示第49号) (前略) (協議員会) (協議員会) 第5条 iPS 細胞研究所に、その重要事項を審議する 第5条 iPS 細胞研究所に、国立大学法人京都大学の

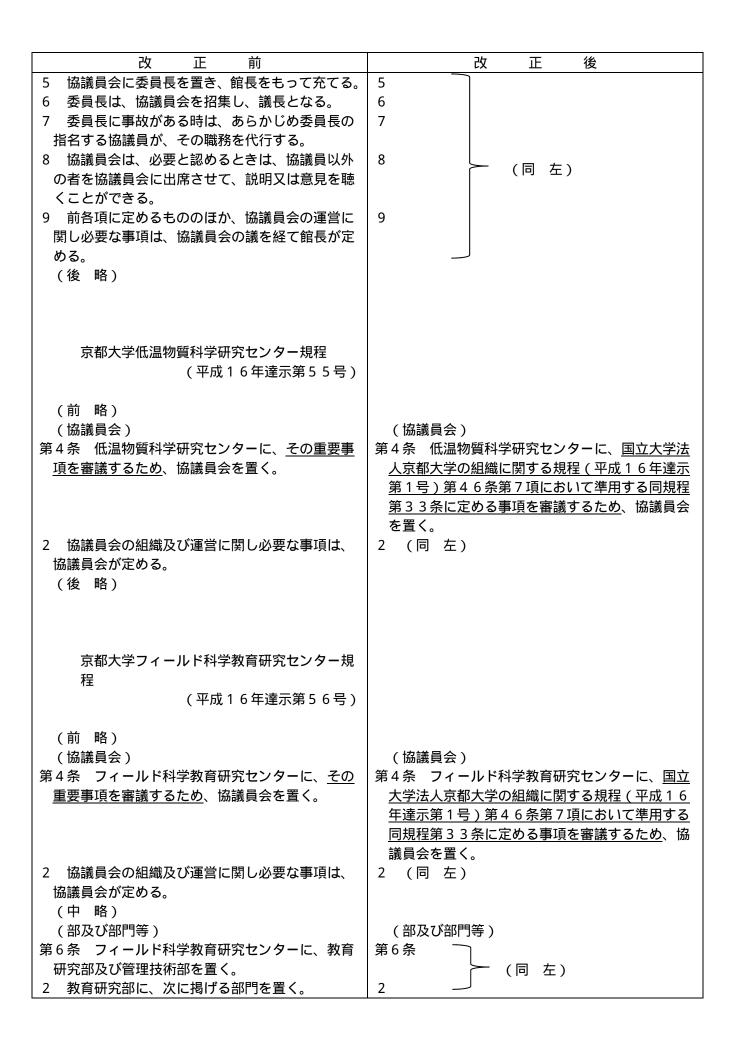
> 組織に関する規程(平成16年達示第1号)第3 3条に定める事項を審議するため、協議員会を置

ため、協議員会を置く。

改 正 前 改 正 2 協議員会の組織及び運営に関し必要な事項は、 2 (同左) 協議員会が定める。 (後略) 京都大学附属図書館規程 (昭和60年達示第12号) (前略) 第3条 図書館に宇治分館(以下「分館」という。) 第3条 を置く。 (同 左) 2 分館に分館長を置く。 2 3 分館長の任期は、2年とし、再任を妨げない。 4 分館長は、宇治構内所在部局の専任の教授又は 4 分館長は、宇治構内所在部局の専任の教授又は 大学院工学研究科、大学院農学研究科、大学院工 大学院工学研究科、大学院農学研究科、大学院工 ネルギー科学研究科、大学院情報学研究科若しく ネルギー科学研究科若しくは低温物質科学研究セ は低温物質科学研究センターの宇治地区を勤務地 ンターの宇治地区を勤務地とする教授のうちから とする教授のうちから館長の推薦に基づき総長が 館長の推薦を踏まえて総長が委嘱する。 委嘱する。 5 分館長は、館長の統轄のもとに、分館の館務を 5 (同左) 掌理する。 (後略) 京都大学学術情報メディアセンター規程 (平成16年達示第46号) (前略) (協議員会) (協議員会) 第4条 学術情報メディアセンターに、その重要事 第4条 学術情報メディアセンターに、国立大学法 人京都大学の組織に関する規程(平成16年達示 <u>項を審議するため</u>、協議員会を置く。 第1号)第45条第8項において準用する同規程 第33条に定める事項を審議するため、協議員会 を置く。 2 協議員会の組織及び運営に関し必要な事項は、 2 (同左) 協議員会が定める。 (後略) 京都大学放射線生物研究センター規程 (平成16年達示第47号) (前略) (協議員会) (協議員会)

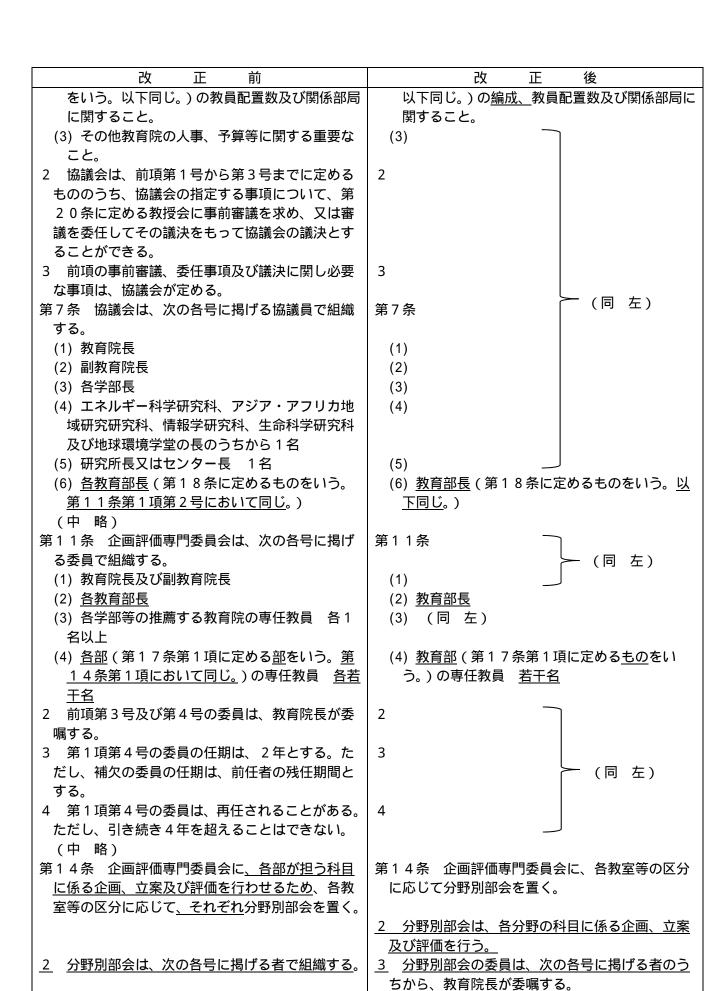
改正前 第4条 放射線生物研究センターに、 <u>その重要事項</u> <u>を審議するため</u> 、協議員会を置く。 2 協議員会の組織及び運営に関し必要な事項は、 協議員会が定める。 (後略)	改正後 第4条 放射線生物研究センターに、 <u>国立大学法人</u> 京都大学の組織に関する規程(平成16年達示第 1号)第45条第8項において準用する同規程第 33条に定める事項を審議するため、協議員会を 置く。 2 (同 左)
京都大学生態学研究センター規程 (平成16年達示第48号) (前略) (協議員会) 第4条 生態学研究センターに、 <u>その重要事項を審議するため</u> 、協議員会を置く。 2 協議員会の組織及び運営に関し必要な事項は、協議員会が定める。 (後略)	(協議員会) 第4条 生態学研究センターに、 <u>国立大学法人京都</u> 大学の組織に関する規程(平成16年達示第1号) 第45条第8項において準用する同規程第33条 に定める事項を審議するため、協議員会を置く。 2 (同 左)
京都大学地域研究統合情報センター規程 (平成18年達示第11号) (前 略) (協議員会) 第4条 地域研究統合情報センターに、その重要事 項を審議するため、協議員会を置く。 2 協議員会の組織及び運営に関し必要な事項は、協議員会が定める。 (後 略) 京都大学野生動物研究センター規程 (平成20年達示第3号)	(協議員会) 第4条 地域研究統合情報センターに、 <u>国立大学法</u> 人京都大学の組織に関する規程(平成16年達示第1号)第45条第8項において準用する同規程第33条に定める事項を審議するため、協議員会を置く。 2 (同 左)
(前 略) (協議員会)	(協議員会)

改正前 第4条 野生動物研究センターに、 <u>その重要事項を</u> <u>審議するため</u> 、協議員会を置く。 2 協議員会の組織及び運営に関し必要な事項は、 協議員会が定める。 (後略)	改正後 第4条 野生動物研究センターに、 <u>国立大学法人京都大学の組織に関する規程(平成16年達示第1号)第45条第8項において準用する同規程第33条に定める事項を審議するため</u> 、協議員会を置く。 2 (同 左)
京都大学高等教育研究開発推進センター規程 (平成16年達示第52号) (前 略) (協議員会) 第4条 高等教育研究開発推進センターに、 <u>その重</u> 要事項を審議するため、協議員会を置く。 2 協議員会の組織及び運営に関し必要な事項は、 協議員会が定める。 (後 略)	(協議員会) 第4条 高等教育研究開発推進センターに、 <u>国立大</u> 学法人京都大学の組織に関する規程(平成16年達示第1号)第46条第7項において準用する同規程第33条に定める事項を審議するため、協議員会を置く。 2 (同 左)
京都大学総合博物館規程 (平成16年達示第53号) (前略) (協議員会) 第4条 博物館に、その重要事項を審議するため、協議員会を置く。 2 協議員会は、次の各号に掲げる協議員で組織する。 (1)総長が指名する理事(2)館長 (3)博物館の教授 (4)博物館の准教授のうちから館長が指名する者若干名 (5)京都大学の専任教員若干名 3 前項第5号の協議員は、館長が委嘱する。 4 第2項第4号及び第5号の協議員の任期は、2年とし、再任を妨げない。ただし、補欠の協議員	(協議員会) 第4条 博物館に、 <u>国立大学法人京都大学の組織に関する規程(平成16年達示第1号)第46条第7項において準用する同規程第33条に定める事項を審議するため</u> 、協議員会を置く。 2 (1) (2) (3) (4) (同 左) (5) 3 4



改 正 前	改 正 後
研究推進部門	
森林生態系部門	
里域生態系部門	
海洋生態系部門	2 (日 +)
3 前項に掲げるもののほか、教育研究部に、次に 掲げる研究林、試験地及び実験所を置く。	3 (同 左)
芦生研究林	
北海道研究林	
和歌山研究林	
上賀茂試験地	
徳山試験地	
北白川試験地	
紀伊大島実験所	
舞鶴水産実験所	
瀬戸臨海実験所	4 並項に担ばて拡張のミナー芸化理の社 北海洋
4 前項に掲げる施設のうち、芦生研究林、上賀茂 試験地、舞鶴水産実験所及び瀬戸臨海実験所は、	4 前項に掲げる施設のうち、芦生研究林 <u>、北海道</u> 研究林、上賀茂試験地、舞鶴水産実験所及び瀬戸
武殿地、舜鶴小座美殿州及び瀬戸脇/母美駅州は、 他の大学の利用に供するものとする。	<u>研え外</u> 、工員及武線地、舜鶴小産美線所及び瀬戸 臨海実験所は、他の大学の利用に供するものとす
	る。
(後略)	
京都大学福井謙一記念研究センター規程	
(平成16年達示第57号)	
(前略)	
(協議員会)	(協議員会)
第4条 福井謙一記念研究センターに、その重要事	第4条 福井謙一記念研究センターに、国立大学法
<u>項を審議するため</u> 、協議員会を置く。	人京都大学の組織に関する規程(平成16年達示
	第1号)第46条第7項において準用する同規程
	<u>第33条に定める事項を審議するため</u> 、協議員会
ᄀᅠᄸᅉᆂᄝᄼᇝᄱᅄᅭᅚᆥᄝᅼᄓᄜᆝᅅᆓᄿᆂᅜᆣ	を置く。 2 (同 た)
2 協議員会の組織及び運営に関し必要な事項は、 協議員会が定める。	2 (同 左)
(後略)	
京都大学こころの未来研究センター規程	
(平成19年達示第6号)	
(前 吸)	
(前 略) (協議員会)	(協議員会)
() ((咖藤冥女) 第4条 こころの未来研究センターに、国立大学法
項を審議するため、協議員会を置く。	人京都大学の組織に関する規程(平成16年達示
	第1号)第46条第7項において準用する同規程
	<u>第33条に定める事項を審議するため</u> 、協議員会

改 正 前 改 正 を置く。 2 協議員会の組織及び運営に関し必要な事項は、 2 (同左) 協議員会が定める。 (後略) 京都大学文化財総合研究センター規程 (平成20年達示第4号) (前略) (協議員会) (協議員会) 第4条 文化財総合研究センターに、国立大学法人 第4条 文化財総合研究センターに、その重要事項 を審議するため、協議員会を置く。 京都大学の組織に関する規程(平成16年達示第 1号)第46条第7項において準用する同規程第 33条に定める事項を審議するため、協議員会を 置く。 2 協議員会の組織及び運営に関し必要な事項は、 2 (同左) 協議員会が定める。 (後略) 京都大学国際高等教育院規程 (平成25年達示第7号) (前略) (教育院長) (教育院長) 第4条 教育院に、教育院長を置く。 第4条 (同 左) 2 教育院長は、本学の副学長又は専任の教授のう 2 教育院長は、本学の副学長又は専任の教授のう ちから、総長が教育研究評議会の承認を得て指名 ちから、総長が教育研究評議会の議を踏まえて指 名する。 3 教育院長の任期は、2年の範囲内で総長が定め 3 る。ただし、指名する総長の任期の終期を超える ことはできない。 4 教育院長は、再任されることがある。 (同 左) 5 教育院長は、教育院の業務を掌理するとともに、 本学における教養・共通教育の責任者として、そ の実施並びに企画及び運営について統括する。 (中略) (教養・共通教育協議会) (教養・共通教育協議会) 第6条 教育院に、次の各号に掲げる事項を審議す 第6条 るため、教養・共通教育協議会(以下「協議会」 (同 左) という。)を置く。 (1) 各学部の意向を前提とする教養・共通教育の (1) 実施方針及び教育課程の編成方針の策定に関す ること。 (2) 各部の各教室(第17条第1項に定める教室 (2) 教室 (第17条第1項に定めるものをいう。



(1) 企画評価専門委員会委員

改 正 前

- (1) 各教室の主任及び副主任
- (2) 関係学部の教員
- 3 第1項に定めるもののほか、企画評価専門委員会に、必要に応じて特定の科目に係る企画、立案及び評価を行わせるため、特別部会を置くことができる。
- 4 前3項に定めるもののほか、分野別部会及び特別部会に関し必要な事項は、企画評価専門委員会が定める。

(中略)

(部)

- 第17条 教育院に、<u>次表左欄に掲げる部及び当該</u> 部にそれぞれ同表右欄に掲げる教室を置く。
 - <u>教養教育部 哲学・思想系教室、歴史・文明系教室、芸術・言語文化系教室、行動科学系教室、地域・文化系教室、社会科学系教室、情報系教</u>室、健康・スポーツ系教室
 - 基礎教育部 数学教室、物理学教室、化学教室、 地球科学教室、生物学教室
 - 外国語教育部 英語教室、初修外国語教室
- 2 <u>前項の部又は教室に、専任教員(年俸制特定教員及び特定外国語担当教員を含む。以下同じ。)又</u> は兼担の教員を置く。

(<u>部長</u>)

- 第18条 前条第1項の部に、それぞれ部長を置く。
- 2 <u>部長</u>は、<u>当該部</u>の専任の教授をもって充てる。 ただし、必要があるときは、兼担の教授をもって 充てることができる。
- 3 <u>部長</u>の任期は、2年とし、再任を妨げない。た だし、引き続き4年を超えることはできない。
- 4 <u>部長</u>は、<u>当該部</u>の業務をつかさどる。

(教室主任)

- 第19条 第17条第1項の教室に、それぞれ教室 主任及び副主任を置く。
- 2 教室主任は当該教室の業務をつかさどり、副主任は教室主任の職務を補佐する。

(教養教育部教授会等)

第20条 <u>教育院</u>に、<u>次の</u>教授会を置く。

教養教育部教授会

基礎教育部教授会

外国語教育部教授会

- 第21条 前条の<u>各</u>教授会<u>(以下本条において「各教授会」という。)</u>は、第6条第2項の規定により協議会が指定する事項に係る審議及び<u>当該部</u>が行う教育の実施に係る検討、自己評価等を行う。
- 2 各教授会は、当該部の部長及び専任教員で組織

<u>改</u>正 (2) 各教室の主任及び副主任

(3) 関係学部の教員

4 (同 左)

- <u>5 特別部会の委員は、第3項の規定に準じて教育</u> 院長が委嘱する。
- 6 前各項に定めるもののほか、分野別部会及び特別部会に関し必要な事項は、企画評価専門委員会が定める。

(教育部)

第17条 教育院に、<u>教養・共通教育の実施に必要</u> となる教育研究を行うため、教育部を置き、教育 部に分野別に編成する教室を置く。

2 <u>前項の教室の編成は、協議会の議を経て教育院</u> <u>長が定める</u>。

(<u>教育部長</u>)

- 第18条 前条第1項の教育部に、教育部長を置く。
- 2 <u>教育部長</u>は、<u>教育部</u>の専任の教授をもって充てる。ただし、必要があるときは、兼担の教授をもって充てることができる。
- 3 <u>教育部長</u>の任期は、2年とし、再任を妨げない。 ただし、引き続き4年を超えることはできない。
- 4 <u>教育部長</u>は、<u>教育部</u>の業務をつかさどる。 (教室主任<u>等</u>)

第19条 (同 左)

(教授会)

第20条 教育部に、教授会を置く。

- 第21条 前条の教授会は、第6条第2項の規定に より協議会が指定する事項に係る審議及び教育部 が行う教育の実施に係る検討、自己評価等を行う。
- 2 教授会は、教育部長及び教育部の専任教員で組

改 正 前

する。

- 3 <u>各</u>教授会に、議長を置き、<u>当該部の部長</u>をもって充てる。
- 4 前 3 項に定めるもののほか、<u>各</u>教授会の議事運営に関し必要な事項は、各教授会が定める。

(中略)

(雑則)

第25条 この規程に定めるもののほか、本学の<u>全</u> <u>学共通教育</u>の実施に関し必要な事項は、協議会の 議を経て教育院長が定める。

京都大学環境安全保健機構規程

(平成17年達示第6号)

(前略)

(附属センター)

第11条 機構に、次に掲げる附属センター(以下「センター」という。)を置く。

環境科学センター

安全科学センター

放射性同位元素総合センター

健康科学センター

- 2 センターは、第2条第1項各号に掲げる業務に 関する研究を行う。
- 3 センターにセンター長を置き、本学の専任の教 授のうちから、協議会の<u>議に基づき</u>、機構長が指 名する。
- 4 センター長の任期は、2年とし、再任を妨げない。

(後略)

京都大学情報環境機構規程

(平成17年達示第13号)

(前略)

- 第15条 整備委員会に、必要に応じて専門委員会 を置くことができる。
- 2 専門委員会の委員は、整備委員会の<u>議に基づき</u> 機構長が委嘱する。

(後略)

改 正 後

- 3 教授会に、議長を置き、<u>教育部長</u>をもって充てる。
- 4 前3項に定めるもののほか、教授会の議事運営に関し必要な事項は、教授会が定める。

(雑則)

織する。

第25条 この規程に定めるもののほか、本学の<u>教</u> 養・共通教育の実施に関し必要な事項は、協議会 の議を経て教育院長が定める。

(附属センター)

第11条

2

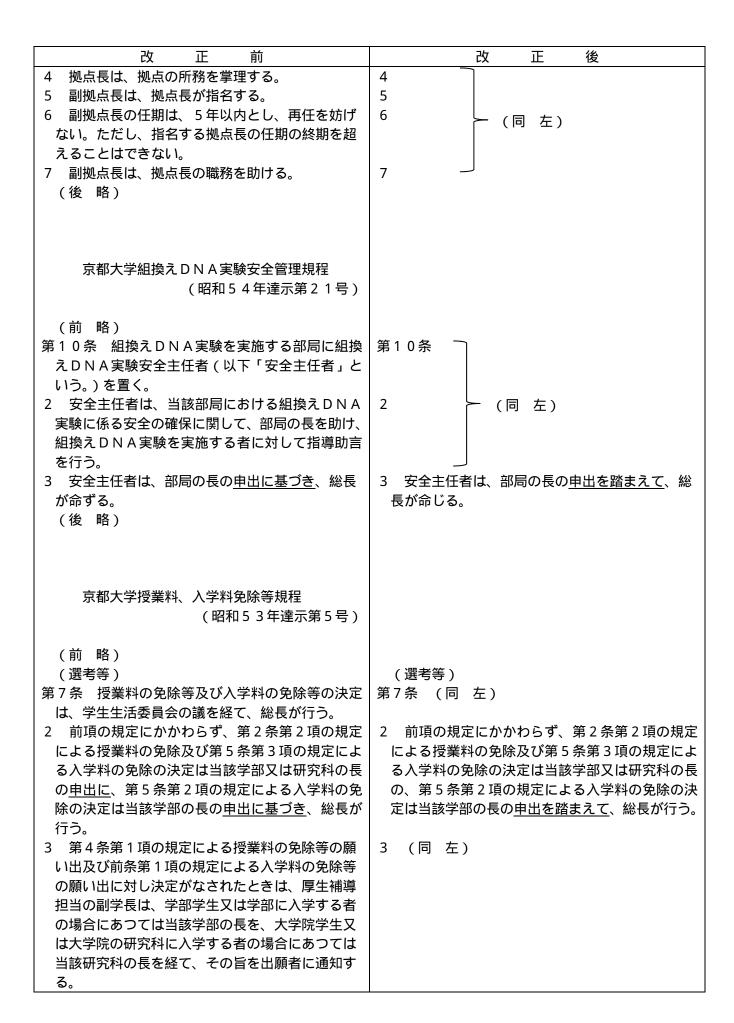
(同左)

- 3 センターにセンター長を置き、本学の専任の教 授のうちから、協議会の<u>議を踏まえて</u>、機構長が 指名する。
- 4 (同左)

第15条 (同 左)

2 専門委員会の委員は、整備委員会の<u>議を踏まえ</u> <u>て</u>機構長が委嘱する。

改 正 前	改 正 後
京都大学図書館機構規程	
(平成17年達示第17号)	
(前略)	
(図書館協議会)	(図書館協議会)
第5条 機構に、次の各号に掲げる事項について審	第5条
議するため、京都大学図書館協議会(以下「協議	
会」という。)を置く。	
(1)~(4) (略)	(1) ~ (4)
第6条 協議会は、次の各号に掲げる協議員で組織	第6条
する。	
(1) 総長が指名する理事 1名	(1)
(2) 機構長	(2)
(3) 副機構長	(3)
(4) 附属図書館宇治分館長	(4) \(\(\sum_{\text{\subset}} \)
(5) 各研究科の長又は教授 各1名	(5) (同 左)
(6) 各研究所の長又は教授 各1名	(6)
(7) センター(学術情報メディアセンターを除	(7)
く。)の長又は教授の若干名	
(8) 情報環境機構長又は学術情報メディアセンタ	(8)
一の教授 1名	
(9) 国際高等教育院長又は副院長 1名	(9)
(10) 附属図書館事務部長	(10)
(11) その他総長が必要と認める本学の専任教員	(11)
若干名	
2 前項第5号から第9号まで及び第11号の協議	2 前項第5号から第9号まで及び第11号の協議
員は、総長が委嘱する。この場合において、第5	員は、総長が委嘱する。この場合において、第5
号、第6号、第8号及び第9号の協議員は、当該	号、第6号、第8号及び第9号の協議員は、当該
研究科等の長の <u>申出又は推薦に基づき</u> 行うものと	研究科等の長の <u>申出又は推薦を踏まえて</u> 行うもの
する。	とする。
3 第 1 項第 5 号から第 8 号までの協議員の任期は	3 (同 左)
2年、第11号の協議員の任期は1年とし、再任	
を妨げない。ただし、補欠の協議員の任期は、前	
任者の残任期間とする。	
(後略)	
 京都大学物質 細胞統合システム拠点規程	
京都人子初員 細胞統合システム拠点規程 (平成19年達示第54号)	
(平成19年廷小弟34亏 <i>)</i> 	
 (前 略)	
(削 噌) (拠点長及び副拠点長)	 (拠点長及び副拠点長)
(拠点及び町拠点及) 第3条 拠点に、拠点長及び副拠点長を置く。	(純点茂及び町焼点皮) 第3条 (同 左)
2 拠点長は、次条に定める運営協議会の議に基づ	ポッポー(ローエ) 2 拠点長は、次条に定める運営協議会の議を踏ま
2	このでは、人家に足める建自伽磁会の <u>磁を顕な</u> えて、総長が任命する。
3 拠点長の任期は、5年以内とし、再任を妨げな	3 (同 左)
▼ · 0	



改 正 前	改 正 後
(後略)	附 則 この規程は、平成27年4月1日から施行する。